

## 第 45 回サービス統計・企業統計部会結果概要

1 日 時 平成 26 年 5 月 15 日（木） 9:55～12:15

2 場 所 経済産業省別館共用 104 号会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 北村行伸、西郷浩

（専 門 委 員） 永井知美、山本渉

（審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官  
ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について

5 概 要

- 調査実施者から、前回部会で回答が積み残しとなった案件について報告が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモ中の「1 商業動態統計調査（基幹統計調査）の変更」のうち、「③ 報告を求める事項」、「④ 集計事項」、「⑥ 集計・公表方法について」、「⑦ 景気動向指数やSNA等への対応について」、「⑨ オンライン調査への対応について」及び「⑩本調査の課題への対応について」は、前回部会において結論を保留した事項を含め、適当であると判断された。
- 「2 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更」（名称の変更）については、名称を「商業動態統計」に変更することが適当であると判断された。
- 部会において審議すべき事項については一通り審議を終えたことから、次回部会においては答申（案）を審議することとされた。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

### （1） 前回部会で積み残しとなった案件について

- ・ 経済産業省及び日本フランチャイズチェーン協会の調査結果（平成 25 年 1 月分～同 26 年 3 月分）において、①コンビニエンスストアの売上高推移（全店ベース）、②コンビニエンスストアの売上高前年同月比推移（全店ベース）、コンビニエンスストアの売上高前年同月比推移（既存店ベース）をみると、それぞれの相関係数は①が 0.9999、②が 0.9984、③が 0.9986 であり、相関関係が非常に高いことについては承知した。
- ・ データの公表については、日本フランチャイズチェーン協会の方が経済産業省より一週間程度早い状況にある。しかしながら、時系列でデータを分析するに当たっては、経済産業省のデータの方は利用しやすいことから、利用度や有用性が高く、本調査で

既存店分を把握する項目を残すことに意味があるものとする。本調査で把握している既存店部分のデータに対するエコノミストやアナリストの利用ニーズは高く、もしこの部分がなくなった場合、本調査に対する利用ニーズはかなり低下するのではないかと。

- 全店分と既存店分では前年同月比の伸び率に大きな違いがあり、全店ベースのデータをみても状況がよくわからない。今回の見直しにより、本調査は市場規模を見るだけに利用することになるのではないかと。
- 日本フランチャイズチェーン協会において既存店分のデータを把握しており、報告者負担との関係で、本調査において従前どおりの報告を求めることが難しいということであれば、日本フランチャイズチェーン協会と経済産業省の間の棲み分けはどのようになるのか。ユーザーが混乱しないためにも、コンビニエンスストアに係る既存店分のデータは日本フランチャイズチェーン協会のデータをみていただくといったことについて周知徹底を図る必要があるのではないかと。
  - 日本フランチャイズチェーン協会では、引き続き既存店ベースのデータを把握し、時系列データを整備していく一方で、経済産業省では、都道府県単位での消費動向を分析する情報が少ないことや、地方公共団体からの利用ニーズに応える観点から、地域別の把握に力点を置くということで、両者におけるデータ把握に当たっての棲み分けを図っていくこととしており、このことについては両者の間で確認をしているところである。

また、ユーザーへの周知については、提供するデータの切り替えの部分を含め、経済産業省のホームページを通じて行うこととしたい。
- 百貨店、スーパーについては引き続き既存店分のデータを公表するということがよいか。
  - そのとおりである。
- コンビニエンスストアを対象とする調査において、日本フランチャイズチェーン協会は10社分を対象に、経済産業省は同協会に加盟していない2社を加えた12社分を対象にそれぞれ実施した調査結果をみると、月次データの相関係数が0.99であり、売上高の差も大きくなく、情報量に特に差が生じるまでは言えないのではないかと。
- 今回、新たに都道府県別の販売額・サービス売上高を把握する調査事項を設けることとしているため、報告者負担の軽減を図ることに配慮する必要があることや、既存店の部分のデータは日本フランチャイズチェーン協会で把握していることを踏まえ、本調査の既存店の部分に係る調査事項を削除することとしているものと理解している。

このような中で、利用者にとって、どのような整理がより有用性が高いのかということ、両者のバランスの中で判断することが必要ではないかと。

  - 調査実施者としては、既存店の部分のデータは日本フランチャイズチェーン協会において把握しているため、地域分析に資する情報の充実化を図る観点から、新たに地域別のデータを把握することを優先したところ。
- e-statのメリットは、ユーザーから見た場合、分散型となっている各府省の統計調査のデータを1か所で見られることにある。e-statに日本フランチャイズチェーン協会のデータを掲載することは難しいだろうが、リンクを貼る等により、ユーザーが引

き続き関係するデータにアクセスできるよう誘導できるようにすれば、懸念していることの解消につながるのではないかと。

→ 本調査の結果は経済産業省のホームページと e-stat に掲載しているが、日本フランチャイズチェーン協会のデータについては、経済産業省のホームページで周知するほか、同ホームページに日本フランチャイズチェーン協会のデータにアクセスできるようリンクを貼るなど、ユーザーが混乱したり、戸惑ったりしないような措置を講じることとしたい。また、e-stat に移送する結果情報に係る資料に日本フランチャイズチェーン協会の公表データ等の紹介を盛り込むなど、公表の仕方の中で工夫等を行う余地がないかについても考えたい。

- ユーザーの利便性を確保することは重要であり、e-stat で一元的に把握できるのが望ましいが、e-stat の運用管理機関との調整が必要なことでもある。ユーザーが混乱しないためにどのような対応が可能か、e-stat の運用管理機関と相談していただきたい。

- 日本フランチャイズチェーン協会と経済産業省との間で、役割分担とともに連携が行われることが重要であり、例えば、既存店分のデータについて、二次統計の形で両者のデータを定期的に集計・分析し、公表するといったことはできないか。

→ 日本フランチャイズチェーン協会の調査と本調査では、調査対象の範囲に違いがあることから、対応は難しい。

- 本調査の結果は、第3次産業活動指数にどのように利用されているか。

→ 日本標準産業分類に合わせる形で、卸売業、小売業について全店ベースの販売額のデータを提供している。

- 経済産業省は、既存店ベースのデータに対するユーザーのニーズを承知した上で、地域別・都道府県別データの充実することが必要と判断する中、報告者の記入負担に配慮し、今回、既存店ベースのデータを把握する項目を削除することとしている。その一方で、削除する項目については民間団体において調査・集計している信頼度の高い、代替可能なデータがあるため、必ずしも関係する情報がなくなるわけではないとしている。

しかしながら、今回のように、これまで把握している調査項目を削除する場合は、それに至った経緯等については、統計委員会の場だけでなく、様々なところで丁寧に説明し、調査実施者側の都合だけで調査項目を削除するわけではないことを十分に説明し、理解をしていただくことが重要であると考え、また、ユーザーの利便性を確保する観点から、公表の仕方等において工夫することも必要であると考え。

大変難しい結論であるが、このような対応を行うことを前提として、既存店ベースのデータを把握する項目を削除することについて、部会としては適当であると判断する。

## (2) 「④ 集計事項」について

### ウ 変更事項3

- 今回の見直しを踏まえ、販売額のシミュレーションを行った推計結果をどう評価しているのか。

- 今回のシミュレーションの結果に関わらず、新しい推計方法を更に見直すことは想定していない。新たに企業調査分を追加して推計する業種のうち、今回のシミュレーションは、消費税の税率変更前の駆け込み需要の時期と重なっているため、特に影響が大きいと思われる家電大型専門店を含む「機械器具小売業」について、数値が大きく振れるだろうと考え、実施したものであり、消費者の特殊な行動の部分が影響しているものと考えられる結果が見られた。なお、他の業種についてはこれから検証することとしているが、「機械器具小売業」以上に数値が動くことは想定していない。
- ・ 「数値の連続性を確保する」とあるが、どのように確保するのか。
  - 現時点において数値の補正は想定していないが、仮に一時点でギャップが生じた際には、水準補正の要否を検討し、必要に応じて水準補正を行うことがあり得るものと考えている。
- ・ 前年同月比の伸び率にあまり変化はないようであるが、平成 26 年 1 月分からのデータしかなく、現時点では、まだ、よく分からないところもあるのではないかと。また、平成 26 年 2 月分で新たな推計方法の方で金額が減ったのは、重複分を除外したからと考えてよいか。
  - そのとおりである。
- ・ 統計の作成において民間委託は行っているか。民間委託をしている統計調査において、調査方法の変更がないのに大きなデータの変動があった事例があると聞いたので、確認させていただいた。
  - データのパンチ入力のみ民間委託を行っているが、それ以外は行っていない。
- ・ 「機械器具小売業」以外の新たに企業調査分の追加を予定している業種についても今後検証を行うとのことであり、それ結果を踏まえ、リンク係数を作成するかどうか判断されることになろうが、今回の変更内容について、部会としては適当であると判断する。

### (3) 「⑥ 集計・公表について」について

- ・ 1 か月の業務スケジュールにおいて、オンライン調査の導入により、督促の時期が短くなるといった要素は特になく考えてよいか。
  - オンラインで回答している企業や事業所は、提出期限内に提出されている例が多く、督促が必要なのは紙ベースで回答している企業や事業所に多い状況にある。また、企業によっては決算時期と重なる等の事情により、どうしても提出期限内には間に合わないといったケースも見られるようである。
- ・ 都道府県の状況はどうか。
  - 調査対象企業では、販売額を記入することになっているが、事業所によっては売上げのとりまとめ周期と合わないところがあるため、報告が報告期限までに間に合わず、調査票の回収に苦労しているところが見られる部分がある。
- ・ 民間団体のデータには速報性、国のデータには網羅性、正確性を期待しており、無理に急いで公表する必要性は乏しいのではないかと。
- ・ 調査の精度を確保するため、調査実施者においてかなり努力をしている状況がみら

れ、現在の集計・公表方法について部会としては適当であると判断する。

(4) 「⑦ 景気動向指数やSNA等への対応について」

- ・ 推計方法の見直しによる影響については、調査実施者において更に検証を進めるといふことであり、よろしく願いたい。
- ・ QE への活用についてはこれから検討を行うが、経済産業省ともよく相談させていただきたい。さらに、追加での把握を要望している事項については、潜在的な要望としてはあるので、引き続き相談させていただきたい。
- ・ 本件への対応について、部会としては適当であると判断する。

(5) 「⑨ オンライン調査への対応について」

- ・ 電子調査票のうち、PDF 形式とはどのようなものか。また、乙調査において紙媒体の調査票に記入し、報告した方が早いとのことだが、提出の手間を考えるとオンラインの方が楽ではないか。また、調査事項が少ないことが、オンライン利用率が進まない理由とはならないのではないか。  
→ PDF 形式は、調査票のイメージがパソコン画面に表示されるもので、回答欄ごとに回答を記入するとともに、前月の回答内容が表示されるものである。乙調査については調査員調査のため、調査員が調査票の回収に伺うことや、調査事項が商品販売額及び月末従業員者数とも少ないこともあり、紙媒体の調査票による回答の方が楽ということのようである。
- ・ ある意味、乙調査のオンライン回答率の低さが全体の回答率の低下を招いている状況にあるが、調査票の内容が簡易なものであり、これだけであれば書いたほうが楽かもしれない。このような中で、現在、調査実施者では、オンライン調査の推進に向けた提出促進運動（毎年 10 月）といった取組を行っており、このような取組を続けていただくことを確認し、本件について、部会としては適当であると判断する。

(6) 「⑩ 本調査の課題への対応について」

- ・ 前回、コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握について課題が付された背景事情は不明であるが、コンビニエンスストアでは、モノの販売だけでなく、24 時間サービスを提供しており、その活動の多角化等を踏まえ、提供するサービスの質が変わっている点を捉えるべきではないかといった指摘ではないかと想定すると、今回のサービスは通常の商品の販売とは異なるといった整理では課題に対する回答になっていないのではないか。
- ・ この課題は、丁調査としてコンビニエンスストアを対象とする調査を新たに導入する際に議論されたものである。コンビニエンスストアにおけるサービスの将来的な内容が見通せない中で、こういったものの把握があり得るのではないかという指摘ではなかったかと思う。
- ・ ATM の手数料は別会社の収入になっている場合もあるなど、金融関連サービスの取扱いについては企業によって異なると聞いている。このように把握自体が困難であることから、金融関連サービスに係る分は売上高ではなく、雑収入等として整理されて

いるところもみられるようである。

- ・ コンビニエンスストアにおける金融関連サービスは公共料金等の決済サービスと考えられる。このため、商品の動きをみるなら、ダブルカウントしてしまう可能性もあるので、他のサービスときちんと分けて把握した方がよいと考える。商業活動として取扱うことについては問題があるのではないか。
- ・ 企業調査の売上高に副業分が含まれているかどうかの議論とも関連するが、本調査は企業単体で把握し、別会社であれば対象外としており、商品販売額以外は販売額に含めないということも金融関連サービスを把握しないことと整合性は取れている。金融関連サービスの把握自体は重要だが、本調査で把握する必要性は薄いものと考えられるため、本件について、部会としては適当であると判断する。
- ・ 業種間及び従業者規模区間の事業所の経年的な移動については、大きな移動はほとんどないとのことであり、引き続き状況を注視していただくということで、本件について、部会としては適当であると判断する。
- ・ 「その他の小売業」の目標精度確保については、「医薬品・化粧品小売業」に係る表章を特掲することで対応しており、本件について、部会としては適当であると判断する。

#### (7) 「2 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」

- ・ 商業動態統計調査（基幹統計）の名称の変更については、部会として、名称を「商業動態統計」に変更することが適当であると判断する。

### 6 次回予定

次回は、平成 26 年 5 月 23 日（金）13 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。